

第  
4933  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 3月 3日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 老人ホームの判定と小規模宅地等

**Q**：母が老人ホームに入居することになりましたので、私が家の留守を預り、そこに住むことになりました。この宅地には小規模宅地等の特定居住用宅地等に該当しますか？

**A**：該当しません。

### 【解説】

小規模宅地等の特例は、平成25年の税制改正で、相続開始の直前において、被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等の場合であっても、①被相続人が、相続の開始の直前において介護保険法に規定する要介護認定等を受けていたこと、②被相続人が老人福祉法等に規定する養護老人ホーム等（養護ホーム等）に入居又は入所（入居等）していたことの要件を満たすときは、その被相続人の居住の用に供されなくなる直前のその被相続人の居住の用に供されていた宅地等については、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等に該当することとされました。

ただし、被相続人が老人ホーム等に入居した後に、事業の用に供した場合又は新たに被相続人以外の者の居住の用に供された場合は除くとされています。

したがって、お尋ねの場合は、新たに被相続人以外の者の居住の用に供された場合に該当することになりますので、特定居住用宅地等には該当しないこととなります。

